

国民健康保険事業の財政状況

☎保険年金課国保係 ☎042-497-2048

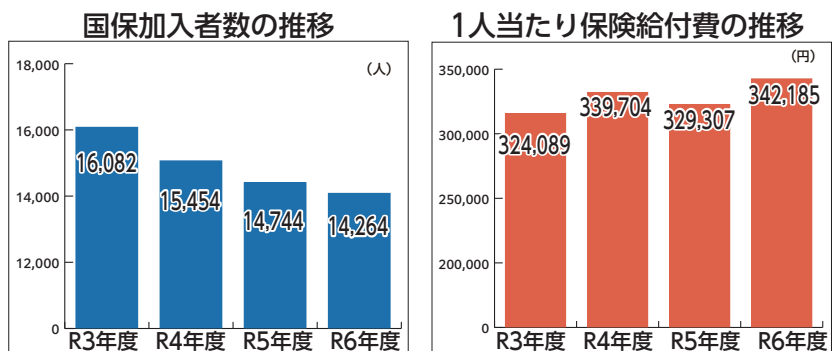
私たちの健康な暮らしを支える国民健康保険(国保)は、医療費の負担を軽減する大切な制度です。国保事業の財政状況について説明します。

1 国民健康保険とは

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない自営業やパートタイム、無職などで75歳未満の方を対象とした公的な医療保険制度です。病気やケガの際に窓口での医療費負担が軽くなるよう、加入者が日頃から保険料(税)を出し合って相互に医療費を支えあう仕組みです。

2 国民健康保険を取り巻く環境

国民健康保険の加入者数は、被用者保険(会社などの社会保険)の適用範囲拡大や、高齢者の方たちが後期高齢者医療制度(75歳以上の医療保険制度)へ移行すること等により、減少傾向にあります。一方、医療の高度化等により1人当たりの医療費(保険給付費)は増加傾向にあり、構造的な課題を抱えています。



3 財政状況と課題

国民健康保険事業の会計は、市民全体への行政サービスを管理する一般会計とは区別された国民健康保険に係る経費を扱う「特別会計」として管理されています。

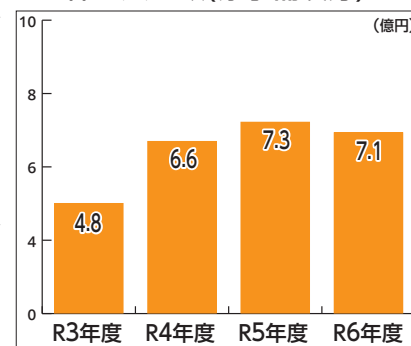
しかし、清瀬市では保険税収入や国・都からの交付金等だけでは国保事業の財源を賄いきれず、慢性的に財源が不足している状況です。この不足分は、一般会計から財源補填として法定外の繰り入れを行って運営を維持しています。

一般会計も非常に厳しい財政状況にあることから、これに依存することは社会保障制度の安定的な運営を図る上で大きな課題となっています。また、今後の基本的な行政サービスの維持にも影響を及ぼしかねません。

こういった現状を、広く市民の皆さまに知っていただくため、説明会を開催します。ぜひ、ご参加ください。詳細は下記QRコード内ホームページをご確認ください。

【清瀬市国民健康保険の財政状況説明会】
 日 8月21日(金)午後6時～
 場 市役所本庁舎2階市民協働ルーム

財源補填のための法定外繰り入れ額(赤字補填分)



詳しくは
こちら

高額療養費の自己負担限度額が変わります

ひと月に医療機関に支払った医療費が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分は、高額療養費として支給されます。この高額療養費の限度額が令和8年8月から変わります。限度額は個人や世帯の前年の所得に応じて毎年8月1日に判定します。

月単位の自己負担限度額は引き上げとなりますが、新たに年間上限(8月～翌年の7月)が設けられました。これにより、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後はそれ以上の医療費の支払いは不要になるなど、医療費の負担が軽くなる場合があります。

☎高額療養費制度見直しの背景について＝厚生労働省コールセンター ☎0120-617-111(月～土曜日午前9時～午後6時。日曜日、祝日、年末年始を除く)

国民健康保険加入の方＝保険年金課国保係 ☎042-497-2047、後期高齢者医療制度加入の方＝保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050



高額療養費の上限額(令和8年8月～令和9年7月)

高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階に分けて実施します。

下表は令和8年8月～令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しにつきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 (世帯ごと) (多数回該当)	入院＋外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円＋1% <140,100円>	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円＋1% <93,000円>	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円＋1% <44,400円>	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

清瀬市物価高騰対策支援事業

市と清瀬商工会が連携し、物価高騰などの影響を受けた市内の中小企業者・農業者などを支援するため給付金を支給します。

①中小企業者等への支援

☎次の2つを満たす方(その他個別条件あり)。①市内に主たる事業所がある中小企業者及び個人事業業者、②今後も事業を継続する意思がある【給付金額】令和7年分の水道光熱費・燃料費の合計に対する10%分の金額。上限10万円(下限1万円)



詳しくはこちら

②農業者への支援

☎次の2つを満たす方(その他個別条件あり)。①市内在住で、令和7年分の農業所得の申告を行っている、



詳しくはこちら

②今後も農業に従事する意思がある【給付金額】令和7年分の①動力光熱費に対する10%分の金額、②肥料費、諸材料費の合計額に対する10%分の金額、③飼料費に対する10%分の金額。①、②、③各上限10万円(下限1万円) ☎8月10日～11月15日(当日消印有効)までに必要書類を清瀬商工会(〒204-0021元町1-2-11)へ特定記録など配達記録が残る方法で郵送

☎①中小企業者等＝産業振興課商工係 ☎042-497-3187、清瀬商工会 ☎042-491-6648、②農業者＝産業振興課農政係 ☎042-497-2052、清瀬商工会 ☎042-491-6648、※必要書類は8月10日以降に市ホームページからダウンロードできます。

令和8年度 肝炎ウイルス検診・結核健診(単独)

肝炎ウイルス検診と結核健診の単独検(健)診を、特定健康診査などと同時に受診する機会がない方向けに実施します。

☎肝炎ウイルス検診＝市に住民登録のある40歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方。

結核健診＝市に住民登録のある65歳以上の方

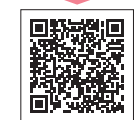
☎8月3日(月)～11月30日(月)

☎市内指定医療機関 ☎無料

☎肝炎ウイルス検診＝血液検査、結核健診＝胸部エックス線撮影 ☎8月3日～11月30日に直接窓口または電話で

☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

肝炎ウイルス
検診について



結核健診に
ついて

